

改正

平成25年11月25日告示第195号

平成26年3月31日告示第62号

平成27年3月31日告示第71号

大和市マンション耐震診断費補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 予備診断（第5条—第16条）

第3章 本診断（第17条—第28条）

第4章 その他（第29条—第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性に関する意識の向上、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の促進を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めた大和市耐震改修促進計画に基づき、マンションについて実施する耐震診断に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） マンション 区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物で、延べ面積の2分の1を超える部分が共同住宅であり、住戸数の過半数を区分所有者の居住の用に供するものをいう。
- （2） 管理組合 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

- (3) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する1級建築士で、同法第23条第1項の規定により登録を受けた1級建築士事務所に所属する者をいう。
- (4) 予備診断 マンションの地震に対する安全性を簡易に評価し、本診断の必要性の有無を判断する診断で、市長が別に定める方法により行うものをいう。
- (5) 本診断 マンションに係る耐震改修促進法第2条第1項の規定による地震に対する安全性の評価で、耐震診断者が行うものをいう。
- (6) 耐震診断 予備診断及び本診断をいう。
- (7) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震診断の結果等に関する評価・判定等を行う委員会をいう。

（実施の範囲）

第3条 市長は、補助を当該年度の予算の範囲内で行うものとし、必要に応じて年度ごとに補助の予定件数、受付時期等を定めることができる。

（事前相談）

第4条 管理組合は、耐震診断の補助の申請をしようとするときは、あらかじめ大和市マンション耐震診断事前相談書（以下「事前相談書」という。）により市長と協議するものとする。

- 2 市長は、事前相談書の内容について、必要に応じて耐震診断者と協議することができる。
- 3 本診断に係る事前相談書については、市長が予備診断の結果等により協議の必要がないと判断した場合、これを省略することができる。

第2章 予備診断

（補助対象建築物）

第5条 予備診断に係る費用の補助の対象となるマンションは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認を得て建築工事に着手したもの
 - (2) 管理組合の集会（区分所有法第34条に規定する集会をいう。以下同じ。）又は管理規約（区分所有法第30条第1項又は第68条の規定により定められた規約をいう。）に基づき設置された会において、予備診断の実施に関する決議を得ているもの
 - (3) 事前相談書により、予備診断を行うことが可能と認められるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱（平成27年大和市告示第71号）による補助の対象となるマンションについては、この要綱の補助金の交付の対象とし

ない。

(予備診断の補助額)

第6条 予備診断に係る補助金の額は、マンション1棟につき200,000円(予備診断に要した費用が200,000円未満の場合は、当該費用の額)を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨て、予算の範囲内において市長が必要と認める額とする(当該マンションがエキスパンションジョイント(温度変化による伸縮、地震時の振動性状の違い等による影響を避けるために、建物をいくつかのブロックに分割して設ける相対変位に追従可能な接合部の手法及び工法をいう。)等相互に応力を伝えない構造方法のみで接している複数の建築物で構成されている場合は、当該建築物をそれぞれ1棟とみなす。第18条において同じ。)

(予備診断の対象者)

第7条 予備診断に係る補助金の交付の対象となる者(以下「予備診断対象者」という。)は、予備診断を受けるマンションの管理組合とする。

(交付の申請)

第8条 予備診断対象者が補助金の交付を申請しようとする場合は、予備診断を行う前に市長と協議の上、大和市マンション予備診断費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築年度を証明する書類(建築確認申請書の写し、固定資産税家屋評価証明書の写し等)
- (2) 第5条第2号に規定する予備診断の実施に関する決議がされていることを証する議事録の写し
- (3) 予備診断に係る費用の見積書の写し

(予備診断の決定通知書)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに補助金交付の適否を決定し、その結果を大和市マンション耐震診断費補助金交付・不交付決定通知書により予備診断対象者に通知する。

(予備診断の着手)

第10条 前条の規定による通知を受けた予備診断対象者は、速やかに予備診断に着手するものとする。

(予備診断の変更等の承認)

第11条 予備診断対象者が申請内容を変更しようとするときは、大和市マンション予備診断費補助金交付変更申請書に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して市長に提出し、その承認を受

けなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 予備診断対象者が申請を取り下げようとするときは、大和市マンション耐震診断費補助金交付申請取下書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第13条 市長は、補助金の交付決定の取消し又は変更の承認若しくは不承認を、大和市マンション耐震診断費補助金交付決定取消・変更承認・変更不承認通知書により行うものとする。

(予備診断の実績報告)

第14条 予備診断対象者は、予備診断が完了したときは、大和市マンション耐震診断費補助金完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 予備診断の結果報告書の写し
- (2) 予備診断に係る契約書の写し
- (3) 予備診断に係る費用を支払ったことを証する領収書の写し

(予備診断の確定通知)

第15条 市長は、前条の規定により提出を受けた完了実績報告書が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、大和市マンション耐震診断費補助金確定通知書により、予備診断対象者に通知するものとする。

(予備診断の請求)

第16条 前条の規定による通知を受けた予備診断対象者は、大和市マンション予備診断費補助金支払請求書を市長に提出することにより、補助金の交付を請求するものとする。

第3章 本診断

(補助の対象建築物)

第17条 本診断費用の補助の対象となるマンションは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法の規定による建築確認を得て建築工事に着手したもの
- (2) 建築図面（平面図、構造図等）があるもの
- (3) 管理組合の集会において、本診断の実施に関する決議がなされているもの
- (4) 本診断の結果について耐震判定委員会により適正との評価を受けたもの

2 前項の規定にかかわらず、大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱による補助金の交付

の対象となるマンションについては、この要綱の補助の対象としない。

(本診断の補助金の額)

第18条 本診断に係る補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 大和市地域防災計画における緊急輸送道路の通行を妨げる建築物 マンション1棟につき本診断に要する費用に3分の2を乗じて得た額又は2,000,000円のいずれか低い方の額とし、延べ面積1,000平方メートル未満の場合は、1平方メートル当たり2,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(2) 前号以外の建築物 マンション1棟につき本診断に要する費用に2分の1を乗じて得た額又は1,500,000円のいずれか低い方の額とし、延べ面積1,000平方メートル未満の場合は、1平方メートル当たり1,500円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(本診断の対象者)

第19条 本診断に係る補助金の交付の対象となる者（以下「本診断対象者」という）は、本診断を受けるマンションの管理組合とする。

(交付の申請)

第20条 本診断対象者が補助金の交付を申請しようとする場合は、本診断を行う前に市長と協議の上、大和市マンション本診断費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築年度を証明する書類（建築確認申請書の写し、固定資産税家屋評価証明書の写し等）
- (2) 第17条第3号に規定する本診断の実施に関する決議がされていることを証する議事録の写し
- (3) 本診断に係る費用の見積書

(本診断の決定通知書)

第21条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに補助金交付の適否を決定し、その結果を大和市マンション耐震診断費補助金交付・不交付決定通知書により本診断申請者に通知する。

(本診断の着手)

第22条 前条の規定による通知を受けた本診断対象者は、速やかに本診断に着手するものとする。

(本診断の変更等の承認)

第23条 本診断対象者が申請内容を変更しようとするときは、大和市マンション本診断費補助金交

付変更申請書に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第24条 本診断対象者が申請を取り下げようとするときは、大和市マンション耐震診断費補助金交付申請取下書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第25条 市長は、補助金の交付決定の取消し又は変更の承認若しくは不承認を、大和市マンション耐震診断費補助金交付決定取消・変更承認・変更不承認通知書により行うものとする。

(本診断の実績報告)

第26条 本診断対象者は、本診断が完了したときは、大和市マンション耐震診断費補助金完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 本診断の結果報告書の写し
- (3) 本診断費用を支払ったことを証する領収書の写し
- (4) 耐震判定委員会の評価・判定書等の写し

(本診断の確定通知)

第27条 市長は、前条の報告書が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、大和市マンション耐震診断費補助金確定通知書により、本診断対象者に通知するものとする。

(本診断の請求)

第28条 前条の規定による通知を受けた本診断対象者は、大和市マンション本診断費補助金支払請求書を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

第4章 その他

(補助金の交付)

第29条 市長は、第16条又は前条の規定により提出された請求書が適当と認めるときは、速やかに当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(指導及び助言)

第30条 市長は、予備診断対象者及び本診断対象者に対して、地震に対する建築物の安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(様式)

第31条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第32条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月25日告示第195号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第62号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第71号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第31条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市マンション耐震診断事前相談書	第4条
第2号様式	大和市マンション予備診断費補助金交付申請書	第8条
第3号様式	大和市マンション耐震診断費補助金交付・不交付決定通知書	第9条及び第21条
第4号様式	大和市マンション予備診断費補助金交付変更申請書	第11条
第5号様式	大和市マンション耐震診断費補助金交付申請取下書	第12条及び第24条
第6号様式	大和市マンション耐震診断費補助金交付決定取消・変更承認・変更不承認通知書	第13条及び第25条
第7号様式	大和市マンション耐震診断費補助金完了実績報告書	第14条及び第26条
第8号様式	大和市マンション耐震診断費補助金確定通知書	第15条及び第27条
第9号様式	大和市マンション本診断費補助金交付申請書	第20条
第10号様式	大和市マンション本診断費補助金交付変更申請書	第23条